

政策調整会議次第

日時 令和4年2月1日（火）

午前9時

場所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議題

- (1) あずま南地区の都市計画の変更について
- (2) 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）について
- (3) （仮称）地域貢献企業育成型指名競争入札制度の導入について
- (4) 公共施設等総合管理計画の追補について
- (5) 朝霞市環境基本計画について
- (6) 朝霞市行政改革基本方針（案）及び実施計画（案）について
- (7) 朝霞市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定について

あずま南地区の 都市計画の変更について

令和4年2月

朝霞市 都市建設部 まちづくり推進課

説明内容

1. 朝霞市都市計画マスタープラン
2. あずま南地区の事業概要
3. 都市計画変更の原案の概要
 - ① 区域区分
 - ② 用途地域
 - ③ 準防火地域
 - ④ 下水道
 - ⑤ 地区計画
4. 都市計画の変更手続き
5. 都市計画法第16条縦覧及び市民説明会（報告）

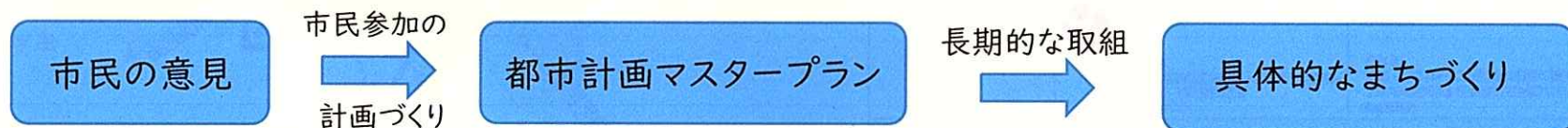
1. 朝霞市都市計画マスタープラン

都市計画法

- 都市計画法第18条の2に基づき市町村は、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を定めなければならない。
- 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

朝霞市都市計画マスタープラン

- 平成28年11月改訂（平成30年一部修正）
- 「第5次朝霞市総合計画」における基本構想と相互に連携。
- 市民の皆様の意見を反映しながら、地域特性に応じた土地利用や都市施設の根拠となる将来都市像を明らかにし、その実現に向けて、本市の定める各種の都市計画についての基本的な指針となり、また個々の都市計画の相互連携の指針となるもの。



都市計画法(抜粋)※(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

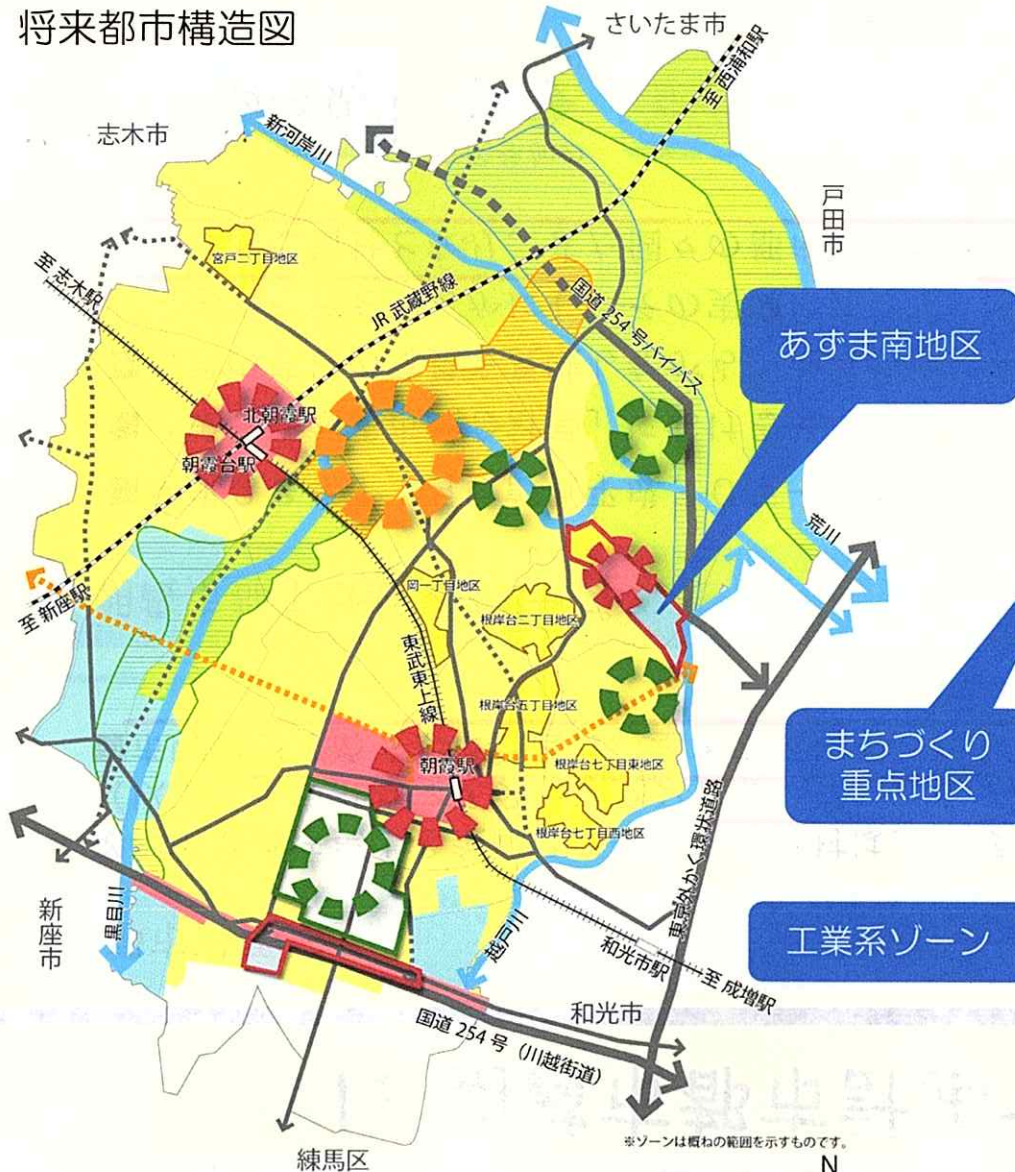
第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

1. 朝霞市都市計画マスタープラン

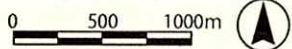
都市計画マスタープランにおける将来都市構造

将来都市構造図



構成	種類	凡例	位置	内容
拠点	都市拠点・地域拠点		(都市拠点) ・東武東上線朝霞駅周辺 ・JR武蔵野線北朝霞駅・東武東上線朝霞台駅周辺 (地域拠点) ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺	(都市拠点) ・本市の中心的な拠点及び玄関口として商業・業務・行政サービス等の都市機能の集積を図ります (地域拠点) ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺は、都市拠点とのアクセスが容易ではない市北東部(主に東部・内陸地域)の地域生活拠点として商業機能の誘引を図ります
	医療と福祉の拠点		・健康促進センター、総合福祉センター、東洋大学などの公共施設が立地する地区	黒目川を軸に、市民の健康づくりに関する拠点的な医療・福祉・教育施設の集約的立地を図ります
	水と緑の拠点		・基地跡地周辺 ・朝霞湖池 ・城山公園 ・郷土特別緑地保全地区周辺	豊かな自然・環境の拠点となるまとまった緑地を保全します
地区	新たな拠点形成地区		・基地跡地	新たな市のシンボルとして、周辺エリアと連携しながら、緑地の保全とともに、多様な周辺施設と連携した土地利用により、地域の交流と活性化を図ります
	まちづくり重点地区		・朝霞駅西小字跡地及び周辺の国道254号沿道地区 ・根岸台3丁目の大規模工場跡地周辺及び大宇台地内の東地区の一部	大規模跡地及び周辺地区において、交通の利便性などの立地を生かして、民間活用等による地域の経済と雇用を支えるまちづくりに重点的に取り組めます
	新市街化地区		・旧指定逆線跡地区 ・根岸台五丁目土地調整事業区域	新たに市街化区域に編入した地区などで、都市圏地が多くなる地域特性を生かした良好な市街地形成を促進します
都市軸	鉄道		・JR武蔵野線 ・東武東上線	
	道路(国道)		・国道254号、国道254号バイパス(整備済区間) ・国道254号バイパス(未整備区間)	近隣都市との広域交通ネットワークを形成し、地域間交流を促進します
	道路(県道・主要生活道路・都市計画道路)		・整備済区間 ・未整備区間 ・見直し検討区間	広域交通軸を補完し、市内の各拠点等を結ぶ地域交通ネットワークを形成します
	水と緑の軸		・荒川、新河岸川、黒目川、越戸川	河川とその周辺の多様な緑地と一体となり、自然環境を保全しながら、身近に自然とふれあえる場の創出を図ります
ゾーン	商業系ゾーン		・商業利用用途地域の範囲	
	工業系ゾーン		・工業系利用用途地域の範囲	経済活動の場や住宅地として適正な土地利用を図ります
	住居系ゾーン		・住居系利用用途地域の範囲	
	自然空間保全ゾーン		・黒目川、新河岸川周辺に広がる市街化調整区域 ・黒目川掛敷地帯 ・黒目川近郊緑地保全区域	水辺空間や緑の保全と、周辺環境に調和するレクリエーション活動の場として活用を図ります
	自然と共存する公共施設等ゾーン		・黒目川周辺の市街化調整区域で、拠点的な公共施設等が立地する範囲	良好な自然環境を保全しながら、拠点的な公共施設等の立地を図ります
自然と調和のとれたまちづくりゾーン		・内陸地域の一部及び国道254号バイパス沿道	自然資源を保全しながら、既存の集落地帯の維持向上に努めるとともに、広域交通軸を生かした適正な土地利用を図ります	

※ゾーンは概ねの範囲を示すものです。



2. あずま南地区の事業概要

あずま南地区土地区画整理事業の概要

事業主体:あずま南地区土地区画整理組合

面積:約13.5ha

事業期間:令和4年度~令和11年度(予定)

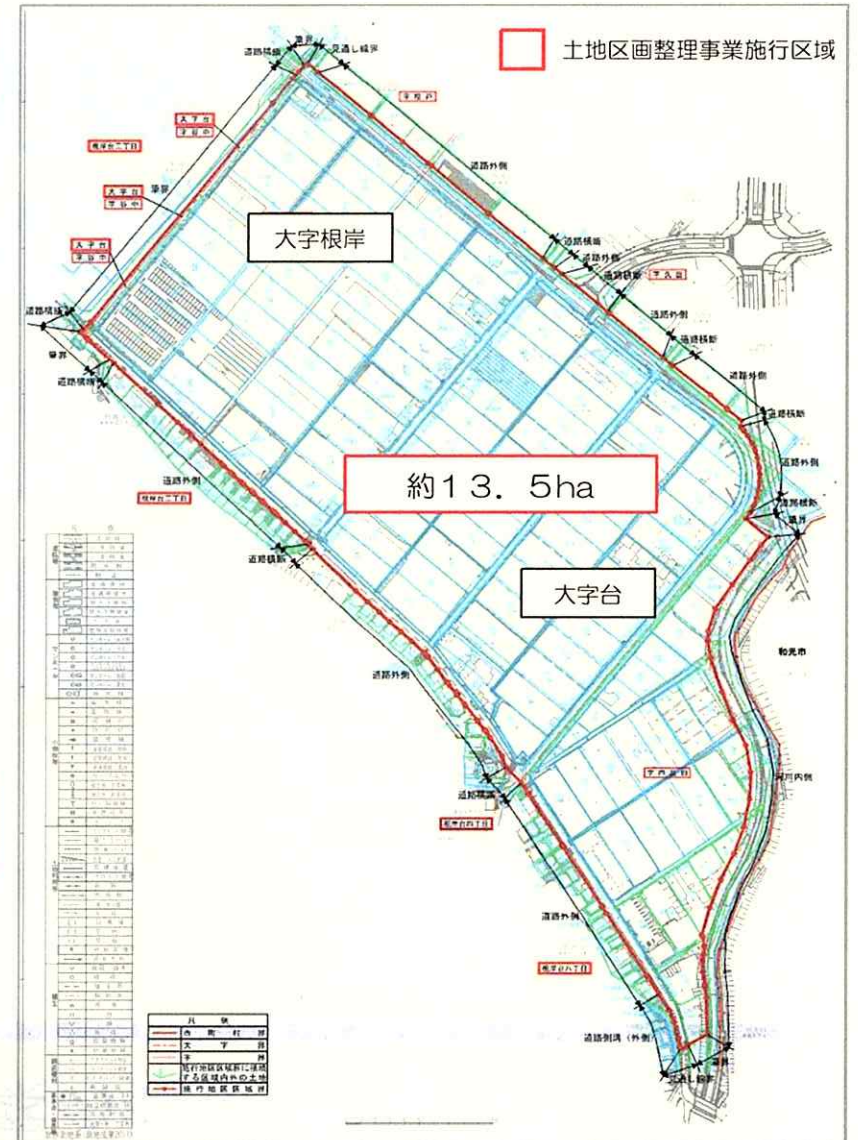
※組合認可の時期による

土地利用:大規模物流施設を主体とした工業系の土地利用を予定

現在の状況:準備組合(平成26年立上げ)では、市街化区域編入と同時の組合設立認可を目指して、埼玉県及び市の関係各課と必要な協議を進めています。

第5次朝霞市総合計画

あずま南地区土地区画整理事業については、道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指し当該事業を推進します。



3. 都市計画変更の原案の概要

① 区域区分

② 用途地域

③ 準防火地域

④ 下水道

⑤ 地区計画

埼玉県決定

※埼玉県 都市計画課

朝霞市決定

① 区域区分

-埼玉県決定-

区域区分とは

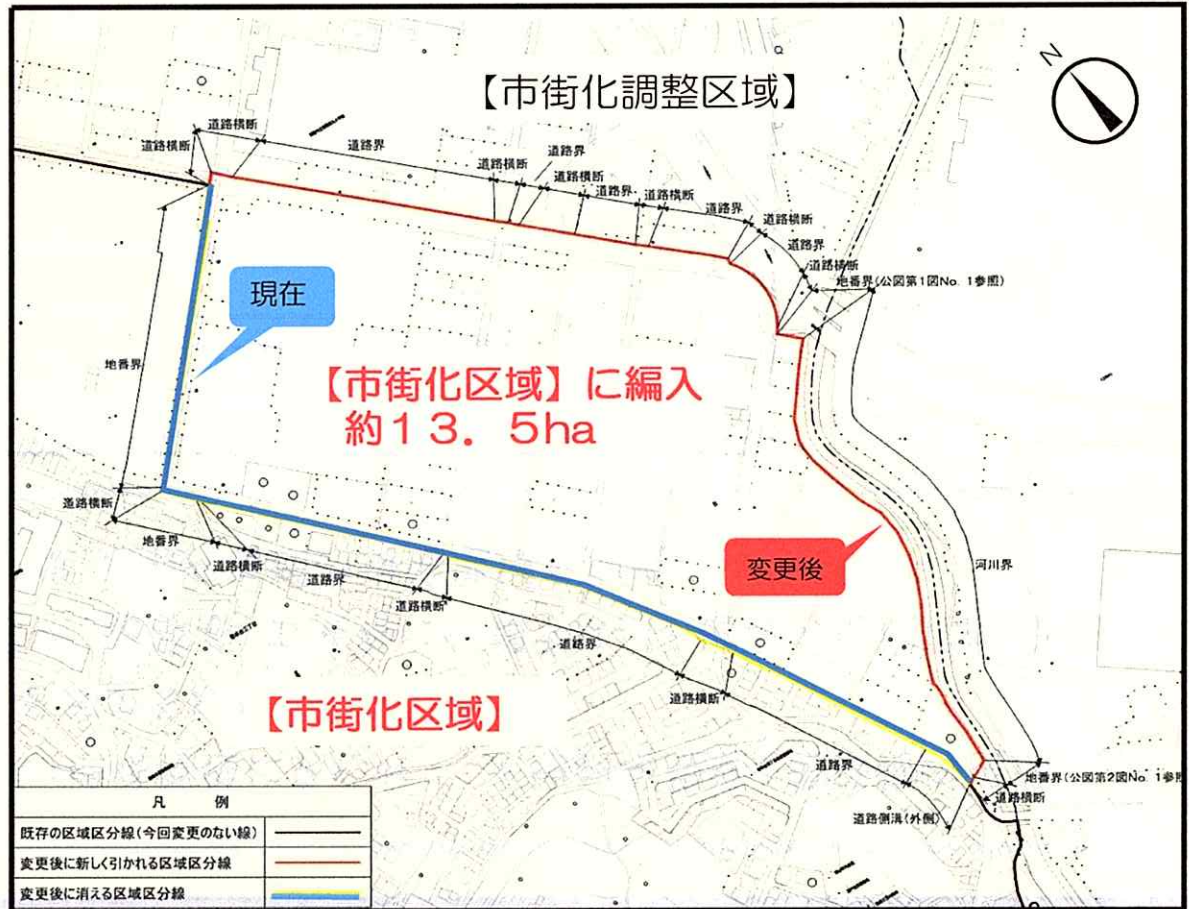
市街化区域と市街化調整区域に区分すること

【市街化区域】

すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図るべき区域

【市街化調整区域】

市街化を抑制すべき区域



変更内容 市街化調整区域から市街化区域に編入(約13.5ha)

②用途地域

-朝霞市決定-

用途地域とは

- それぞれの地域特性にあわせて、土地利用規制（建築物の用途制限等）を定めるもの。
- 主に住居系、商業系、工業系に分類され、13種類の地域に細分化。
- 朝霞市では、現在9種類の用途地域を指定。

		建ぺい率 (%)	容積率 (%)	
用途地域	住居系	第一種低層住居専用地域	60 100	
	住居系	第一種中高層住居専用地域	60 150	
			60 200	
		第二種中高層住居専用地域	60 200	
	住居系	第一種住居地域	60 200	
		準住居地域	60 200	
		商業系	近隣商業地域	80 200
			商業地域	80 400
		工業系	準工業地域	60 200
工業地域	60 200			

②用途地域

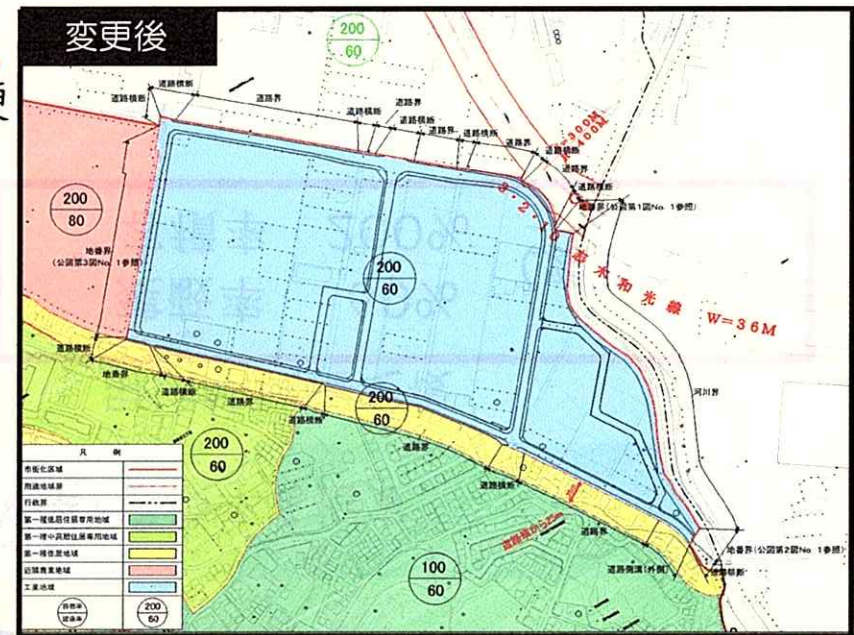
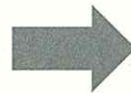
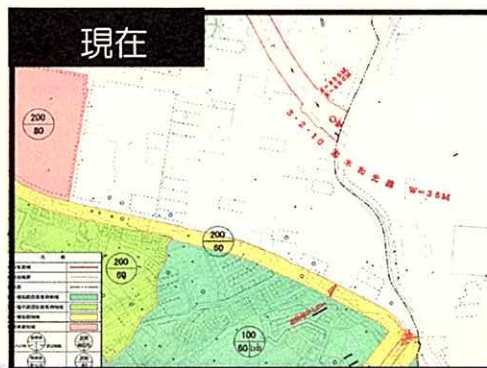
-朝霞市決定-

朝霞市都市計画マスタープラン

- まちづくり重点地区 根岸台3丁目地内の大規模工場跡地周辺及び大字台地内の東地区の一部について、にぎわいの創出や地域経済の活性化、雇用の創出などに資する商業系又は工業系を中心とした土地利用を図ることを目指す。
- ゾーン あずま南地区を工業系ゾーンに位置づけ。

用途地域指定の基本的な考え方(埼玉県)

産業活動の拠点として、工業生産活動・流通業務機能等の利便を増進する地域のうち、工業等の利便の増進に関連して店舗等の立地を許容する地域については、工業地域を定める。



変更内容 約13.5haを工業地域に指定

②用途地域

-朝霞市決定-

用途地域の指定に併せて^{べい}建蔽率・容積率を指定

現在

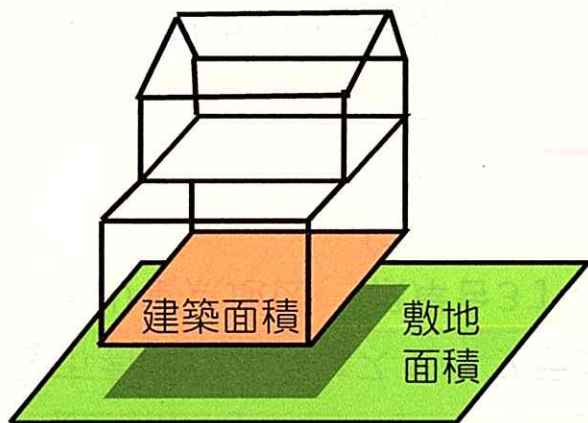
^{べい}建蔽率 60%
容積率 200%



用途地域指定後

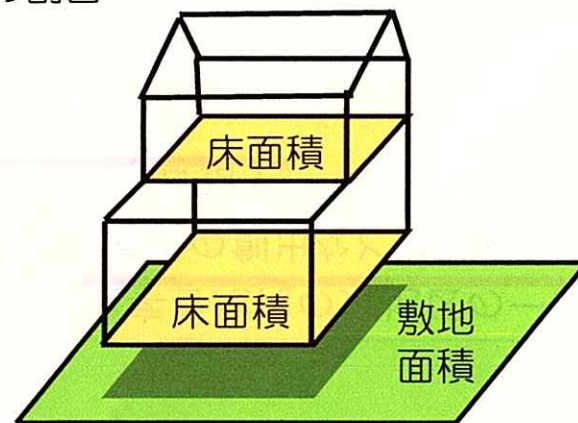
^{べい}建蔽率 60% (変更なし)
容積率 200%

^{べい}建蔽率：敷地面積に対する建築面積の割合



$$\frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100 = \text{建蔽率} (\%)$$

容積率：敷地面積に対する延べ床面積（各階床面積の合計）の割合

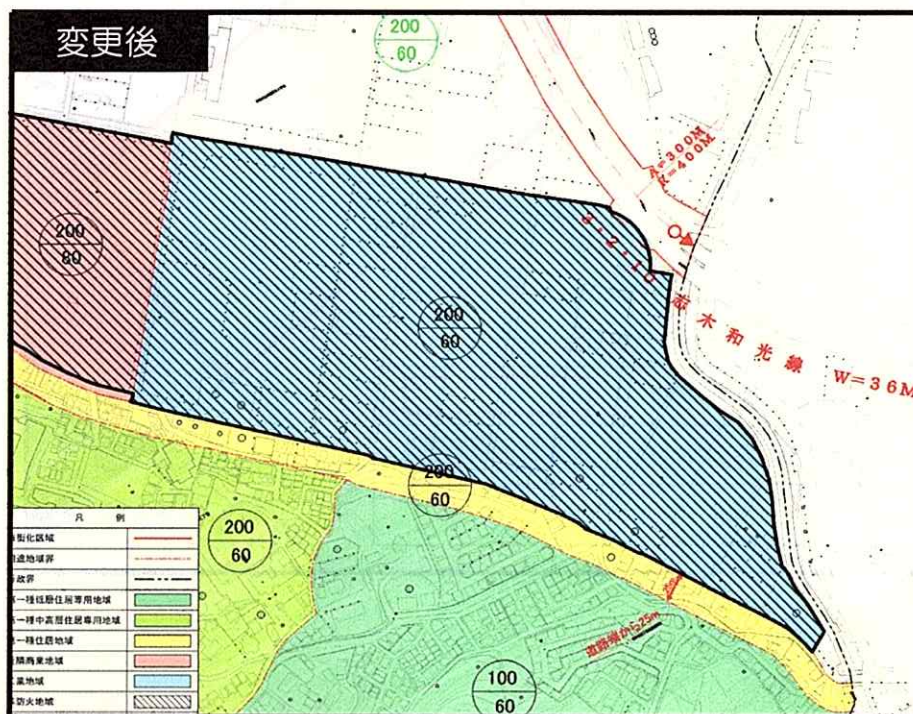
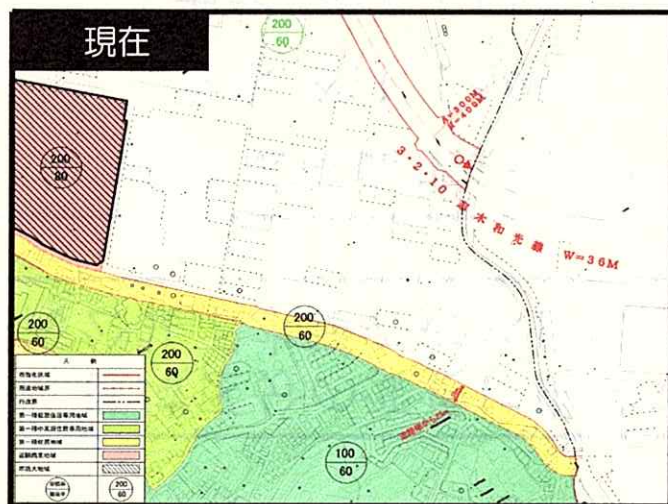


$$\frac{\text{延べ床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100 = \text{容積率} (\%)$$

③準防火地域

-朝霞市決定-

- 工業系の土地利用を図るにあたり、建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、市街地の防災性の向上を図り、安全・安心のまちづくりを推進するため、準防火地域を指定する。
- 準防火地域内において建築物を建築する際には、建築基準法に基づく防火性能に適合する必要がある。



変更内容 約13.5haを準防火地域に指定

④ 下水道

-朝霞市決定-



区域区分の変更に併せて
朝霞公共下水道の排水区域を変更

排水区域面積(現在)
汚水 約1,114ha
雨水 約1,114ha



排水区域面積(変更後)
汚水 約1,128ha(+14ha増加)
雨水 約1,128ha(+14ha増加)



※下水道の排水区域面積は、少数第1位を四捨五入した整数値を示す。

地区計画とは

地区の特性に応じた計画的なまちづくりを進めるため、道路などの公共施設の配置、建築物やその敷地などに関して、きめ細かな「まちづくりのルール」を定める制度

地区計画の構成

大きく4つの内容により構成

1. 地区計画の目標
2. 土地利用の方針
3. 地区整備計画（道路、公園、建築物等の用途制限など）
4. 計画図（地区整備計画図）

⑤-1. 地区計画の目標

地区の特性

- 国道254号バイパスに近接しており、交通の利便性が高い地区

上位計画

- 都市計画マスタープランにおいて「まちづくり重点地区」として、交通の利便性に優れた立地特性を生かし、地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系(あずま南地区)の土地利用を図ることとしている。

地区計画の目標

- 土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備と、物流関連施設を主体とした市街地の形成。
- 周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成。

⑤-2. 土地利用の方針

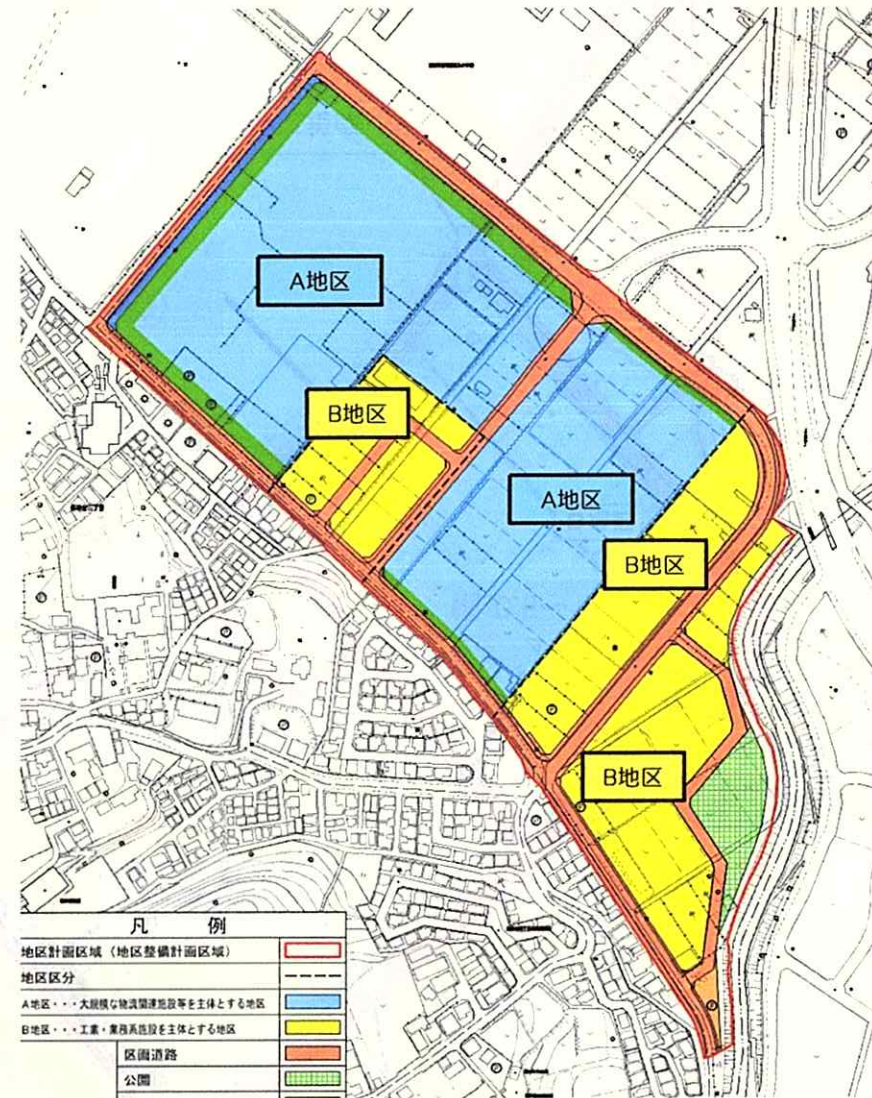
周辺環境との調和に配慮しつつ、まちづくり重点地区にふさわしい工業系地区となるよう以下のとおり区分し、土地利用の方針を定める。

A地区

大規模な物流関連施設（倉庫、流通センター）等の立地を主体とした土地利用

B地区

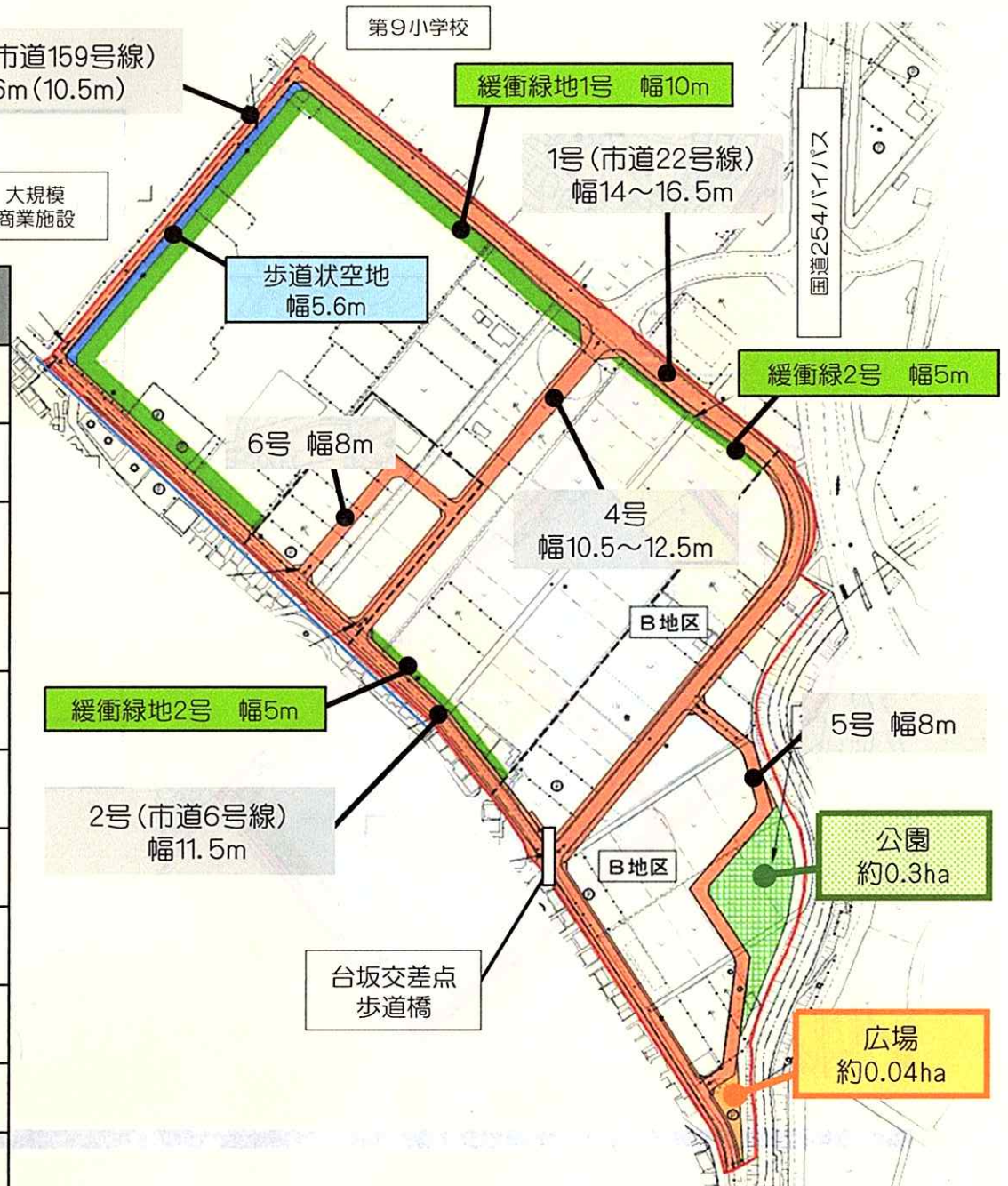
既存施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用



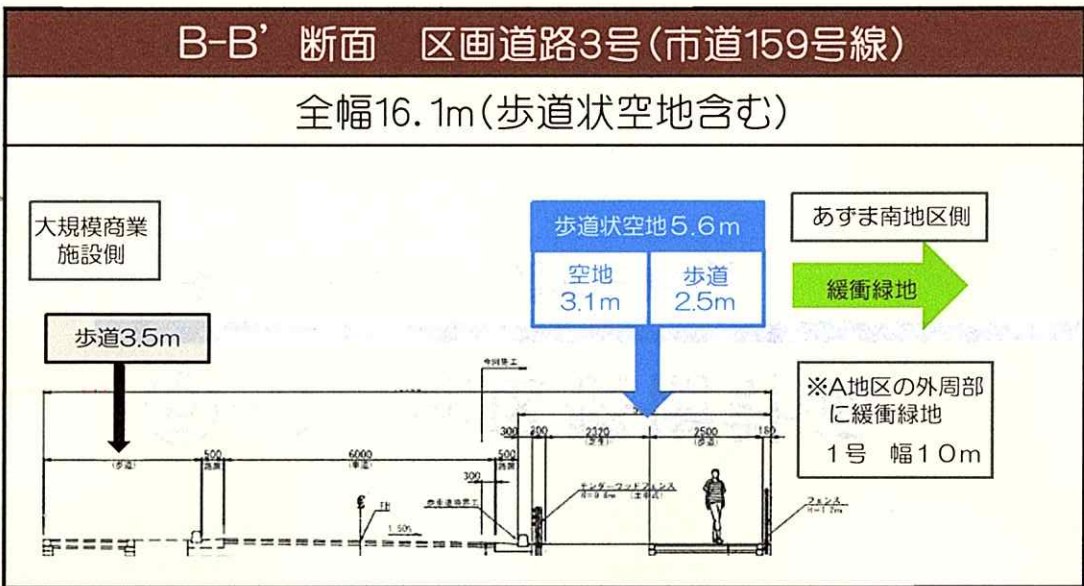
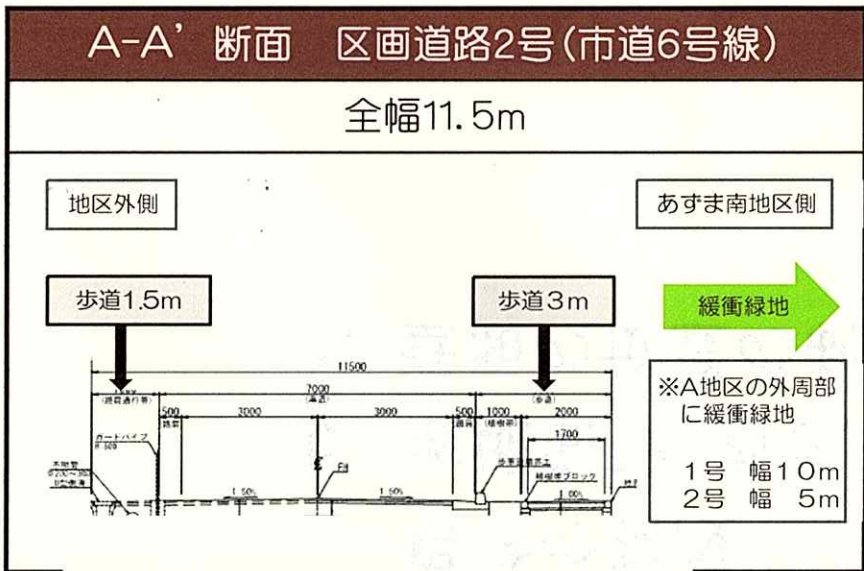
⑤-3. 地区整備計画

■ 地区施設の配置及び規模

地区施設		
区 画 道 路	1号(市道22号線) 拡幅	幅14~16.5m
	2号(市道6号線) 拡幅	幅11.5m
	3号(市道159号線) 拡幅	幅6m(10.5m)
	4号 新設	幅10.5~12.5m
	5号 新設	幅8m
	6号 新設	幅8m
公園		約0.3ha
広場		約0.04ha
歩道状空地		幅5.6m
緩 衝 緑 地	1号	幅10m
	2号	幅5m
	成木時に樹高4メートル以上となる高木を植栽	



歩道(参考)



⑤-3. 地区整備計画

■ 建築物等に関する事項

- a. 用途の制限
- b. 敷地面積、高さ、垣又はさくの構造の制限
- c. 壁面の位置の制限

a. 用途の制限

- ・当該地区は「工業地域」に指定される予定であり、建築基準法により建築物等の用途を制限。
- ・目標に沿った工業系のまちづくりの形成を図るため、地区計画で建築物等の用途の制限を定める。

用途	建築基準法による制限		地区計画による制限	
	準工業地域	工業地域	A地区	B地区
住宅	○	○	×	△ 既存建築物は 建築可能
共同住宅 等	○	○	×	×
保育所 等	○	○	△ 企業の関係者の 保育所は建築可能	×
学校 等	○	×	×	×
事務所	○	○	○	○
倉庫	○	○	○	○
工場	危険性等のおそれが少ない	○	○	○
	危険性等のおそれがややある	○	○	○
	危険性等のおそれが著しくある	×	○	△ 既存建築物は 建築可能
廃棄物の処理 等	※1	※1	※2	※2
	※1 建築基準法第51条許可取得で建築可能 ※2 自己の廃棄物の処理は建築可能			
店舗、飲食店 等	○	○ 延べ床面積 10,000㎡以下	△ 企業の関係者の 売店等は建築可能	△ 延べ床面積 300㎡以下は可



※表は代表例。一般的な呼称で記載。

⑤-3. 地区整備計画 -建築物等に関する事項-

b. 敷地面積、高さ、垣又はさくの構造の制限

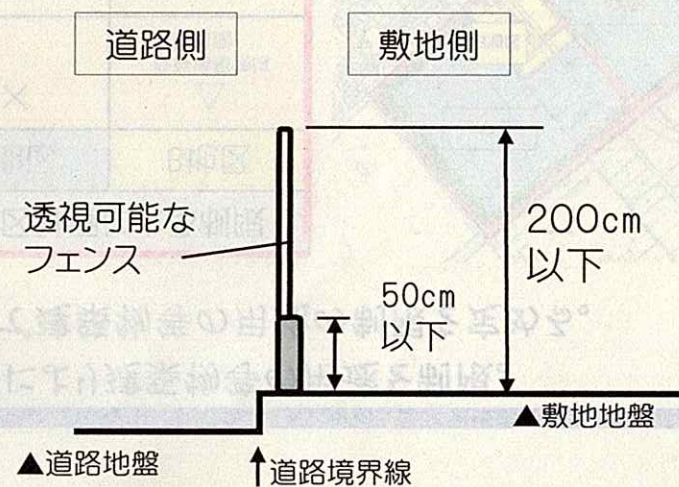
	A地区	B地区
建築物の敷地面積の最低限度	10,000m ²	500m ²
建築物等の高さの最高限度	31m	25m
垣又はさくの構造の制限	1. 生け垣 2. 鉄柵、金網等のフェンス等で高さ2m以下等	



■ 垣又はさくの構造の制限について

地震時に危険となるブロック塀等を減らし、通行者への安全性に配慮するとともに、生け垣等を誘導することにより地区内の緑化を推進し周辺環境への配慮を促す。

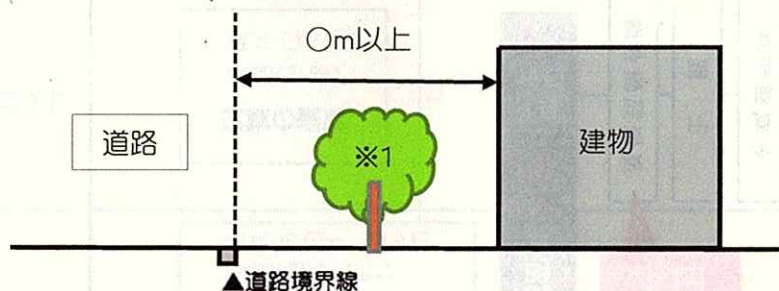
■ 参考例



c. 壁面の位置の制限

道路境界線及び隣地境界線から後退しなければならぬ壁面の位置を制限するもの。

■道路境界線から後退して建築する。



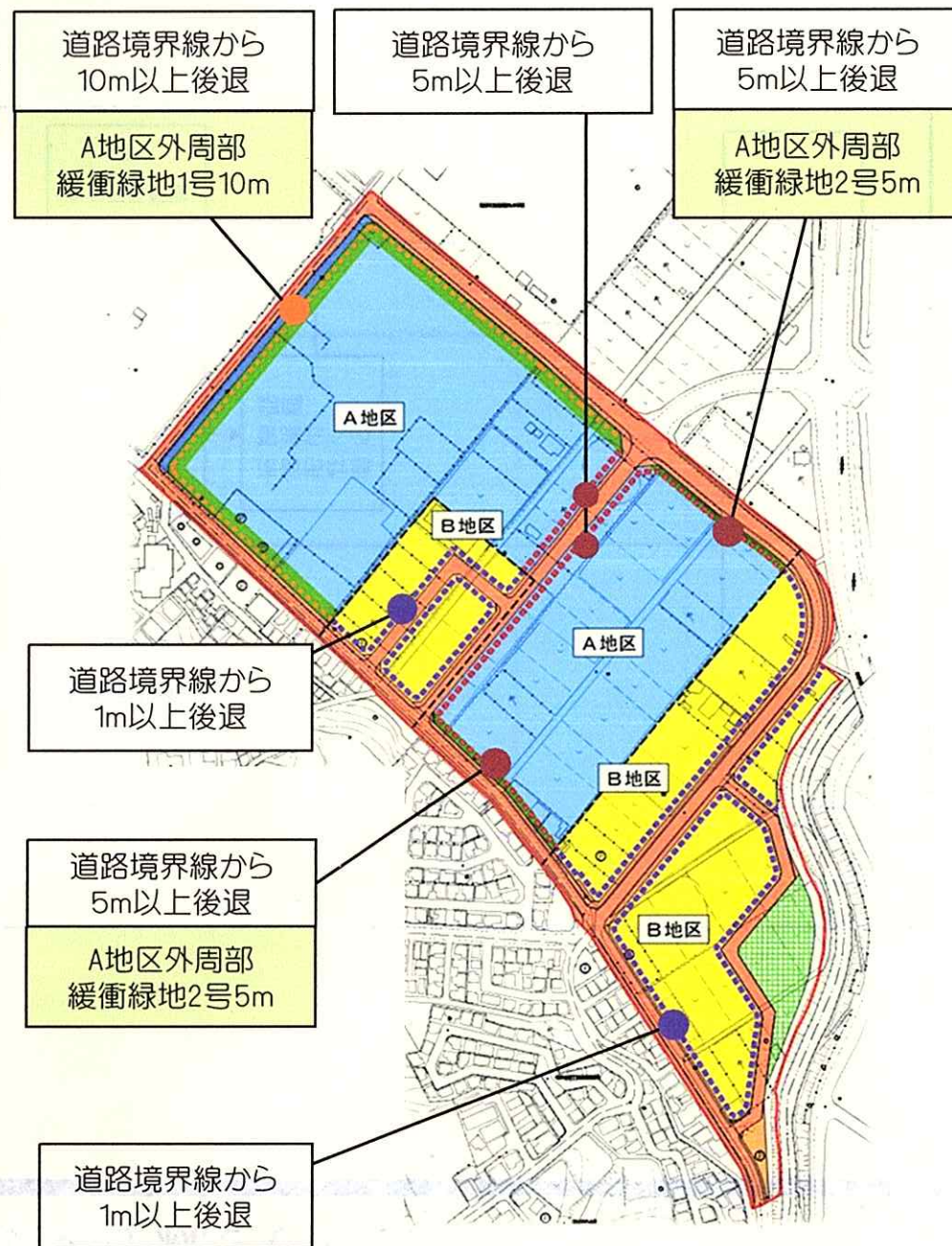
※1 緩衝緑地

周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を目指すため、A地区の地区外周部には壁面後退と同じ幅で緩衝緑地を整備

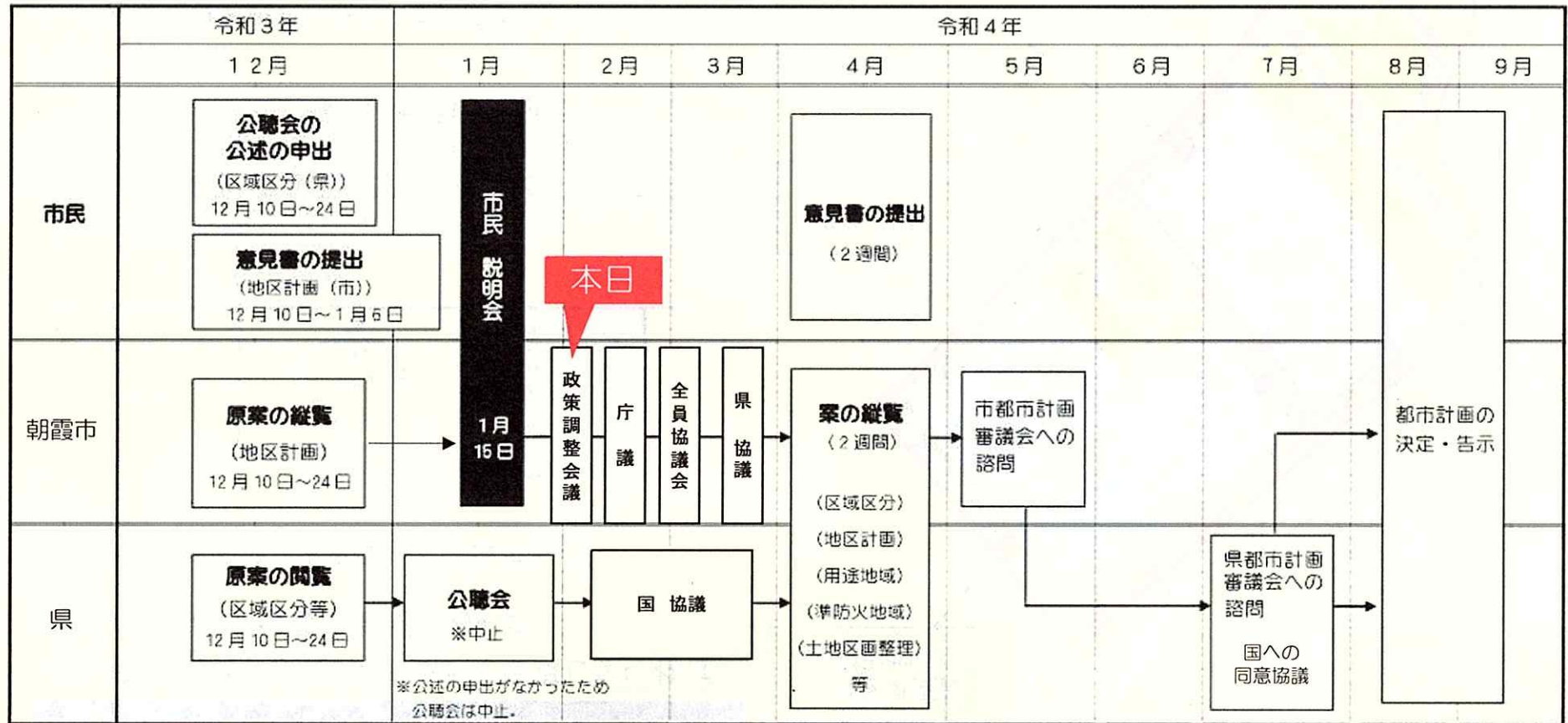
■隣地境界線から後退して建築する。

A地区 隣地境界線から2m以上後退

B地区 隣地境界線から0.7m以上後退



4. 都市計画の変更手続き(予定)



5. 都市計画法第16条縦覧結果及び市民説明会の結果(報告)

■ 都市計画変更の原案の縦覧

期 間：令和3年12月10日～令和3年12月24日

縦覧場所：朝霞市都市建設部まちづくり推進課及び市ホームページ

周知方法：広報あさか12月号及び市ホームページへの掲載

意見書：なし

※都市計画法上の意見提出対象者は、地区内の権利を有するもの

■ 都市計画変更の原案の説明会

開催日時：令和4年1月15日(土) 午前10時～午後0時10分

会 場：朝霞市役所 別館5階 大会議室

参加人数：市民8名 ※地権者0名

周知方法：広報あさか12月号及び市ホームページへの掲載

朝霞都市計画地区計画の変更（朝霞市決定）（案）

都市計画あずま南地区地区計画を次のように決定する。

		決定告示年月日 令和 年 月 日
名 称	あずま南地区地区計画	
位 置	朝霞市大字根岸及び大字台の各一部	
面 積	約13.5ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、朝霞市の東部、東武東上線朝霞駅から北東へ約1.5キロメートルに位置し、また、東京外かく環状道路に接続する一般国道254号和光富士見バイパスに近接しており、交通の利便性が高い区域である。</p> <p>また、都市計画マスタープランにおいて「まちづくり重点地区」として、交通の利便性に優れた立地特性を生かし、地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系の土地利用を図ることとしている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備と、物流関連施設を主体とした市街地の形成を図るため、地区計画を策定し、土地利用の規制・誘導を行うことにより、周辺環境との調和に配慮した工業系地区の形成を目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>周辺環境との調和に配慮しつつ、まちづくり重点地区にふさわしい工業系の土地利用を推進するため以下のとおり区分し、土地利用の方針を定める。</p> <p>1 A地区 大規模な物流関連施設（倉庫、流通センター）等の立地を主体とした土地利用とする。</p> <p>2 B地区 既存施設及び周辺環境との調和に配慮した工業・業務系施設の立地を主体とした土地利用とする。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>土地区画整理事業により計画的に整備される道路、公園の機能及び環境が損なわれないよう、区画道路、公園及び公共空地（歩道状空地、広場）を適正に配置する。</p> <p>また、周辺環境との調和に配慮した工業系の土地利用を推進するため、地区の外周に緩衝緑地等を配置する。</p> <p>なお、災害に配慮し区域内の雨水調整機能を確保するため、雨水流出抑制施設（地下調整池、貯留施設）を配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>本地区の土地利用が適正に誘導されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度及び垣又はさくの構造の制限を定める。</p>

種類		名称	幅員又は面積	延長	備考
地区施設 の配置 及び規模	道路	区画道路1号	14~16.5メートル	約680メートル	拡幅(市道22号線)
		区画道路2号	11.5メートル	約630メートル	拡幅(市道6号線)
		区画道路3号	6メートル (10.5メートル)	約220メートル	拡幅(市道159号線)
		区画道路4号	10.5~12.5メートル	約230メートル	新設(地下貯留施設)
		区画道路5号	8メートル	約280メートル	新設
		区画道路6号	8メートル	約130メートル	新設
		()は、地区計画区域外を含む全幅員			
公園	公園1号	約0.3ヘクタール	-	新設(地下調整池)	
緩衝帯	緩衝緑地1号	10メートル	約580メートル	新設	
	緩衝緑地2号	5メートル	約110メートル 約120メートル	新設	
	高木(成木時に樹高4メートル以上)を植栽する。ただし、車両等の出入口、門柱、門扉又は公益上、安全上、保安上必要なものを除く。				
公共空地	歩道状空地1号	5.6メートル	約220メートル	拡幅(市道159号線、 地下貯留施設)	
	広場1号	約0.04ヘクタール	-	新設	
地区 区分	名称	A地区(工業地域)		B地区(工業地域)	
	面積	約8.9ヘクタール		約4.6ヘクタール	
地区整備 計画	建築物等 の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 保育所その他これに類するもの(第1号及び第3号から第17号の建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するものうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。) 3 幼保連携型認定こども園(第1号、第2号及び第4号から第17号の建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するものうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。) 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6 図書館、博物館その他これらに類するもの 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 10 カラオケボックスその他これらに類するもの 11 公衆浴場 12 診療所 13 畜舎 14 自動車教習所 15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物(自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く。) 16 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(ろ)項第一号及び第二号に該当する建築物 17 店舗、飲食店その他これらに類するもの(第1号から第16号の建築物以外の建築物内に設けるもので、同一の敷地内において事業を営む地区内事業所の従事者のみが利用するものうち、延べ面積が200平方メートル以下のものを除く。)		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅(この地区計画の決定の告示日において、現に住宅の用途に供する建築物の敷地として使用されている土地の土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地の全部を一の敷地として使用するものを除く。) 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 4 幼保連携型認定こども園 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6 図書館、博物館その他これらに類するもの 7 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 10 カラオケボックスその他これらに類するもの 11 公衆浴場 12 診療所 13 畜舎 14 自動車教習所 15 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理の用に供する建築物及び工作物(自己の廃棄物の処理の用に供する場合を除く。) 16 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(ろ)項第一号及び第二号に該当する建築物(この地区計画の決定の告示日において、現に存する当該用途に供する建築物の敷地として使用されている土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地の全部を一の敷地として使用するものを除く。) 17 店舗、飲食店その他これらに類するものうち、延べ面積が300平方メートルを超えるもの	
		建築物等に関する事項			

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル	500平方メートル
		壁面の位置の制限	<p>ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>1 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による換地処分又は仮換地の指定を受けた土地で、かつ、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>2 この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しなくなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの</p> <p>3 公益上必要な建築物の敷地として使用するもの</p>	<p>ただし、建築物の敷地面積の最低限度未満の土地で、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <p>1 この地区計画の決定の告示日において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの</p> <p>2 公益上、安全上、保安上必要な建築物の敷地として使用するもの</p>
		建築物等の高さの最高限度	31メートル	25メートル
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側の垣又はさくの構造は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、門柱及び門扉を除く。</p> <p>1 生け垣</p> <p>2 鉄柵、金網等の透視可能なフェンス又はさく等で、敷地地盤面からの高さは2.0メートル以下とする。また、当該フェンス又はさく等に基礎を設ける場合は、基礎の高さを敷地地盤面から0.5メートル以下とする。</p> <p>3 第1号及び第2号を組み合わせたもの</p>	
		建築物等の高さの最高限度	31メートル	25メートル

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり」

理由 まちづくり重点地区にふさわしい地域経済の活性化、雇用の創出に資する工業系の土地利用を推進するため、地区計画を決定する。

朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 内間木公園の拡張整備等に係る基本構想等を検討するため、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園拡張整備の基本構想等の検討に関すること。
- (2) 一般国道254号和光富士見バイパス沿道の活性化の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市が関係する団体から推薦された者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部みどり公園課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会の項の次に次のように加える。

朝霞市内間木 公園拡張整備 等検討委員会	委員	日額	8,000円	2,400円	旅費条例を適用し、市長等の例により算出した額	実費	2,400円	1万5,000円
----------------------------	----	----	--------	--------	------------------------	----	--------	----------

朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例（案）について

1 制定の趣旨

第2期整備が進む一般国道254号和光富士見バイパスの沿道活性化の検討に併せて、市が保有する貴重な公有財産である旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園の拡張再整備等の検討を行うに当たって、学識経験者や市民等から意見を伺いながら進めるため、検討委員会を設置する条例を制定するもの。

2 条例案の概要

(1) 設置

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく設置

(2) 所掌事務

- ①旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園拡張整備の基本構想等の検討に関すること。
- ②一般国道254号和光富士見バイパス沿道の活性化の検討に関すること。
- ③前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(3) 組織

委員16人以内で組織

(4) 構成委員

- ①学識経験を有する者
 - ②関係行政機関の職員
 - ③市が関係する団体から推薦された者
 - ④公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- <構成イメージ>

1号委員	学識経験を有する者 2～3名 <例>まちづくり分野、公園分野
2号委員	関係行政機関の職員 1名 <例>朝霞県土整備事務所
3号委員	市が関係する団体から推薦された者 10～11名 <例>埼玉県南西部消防局、環境審議会、農業委員会
4号委員	公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民 2名

(5) 任期 2年以内（ただし、再任を妨げない。）

(6) その他

会議の庶務は、都市建設部みどり公園課で行う

(7) 施行年月日

令和4年4月1日